

# きざみずい報広

(毎月5日発行)

きの動の民村

前月	1,093
本月	1,093
世帯	2,654
男女計	2,736
人口	5,390

春場所	由村	井崎	笠泉	者室	集行	者室	集行
印刷所	印刷所	印刷所	印刷所	印刷所	印刷所	印刷所	印刷所

## 全国火災予防

### 運動週間

全国統一標語

「慣れた火に新たな注意」

毎年今頃の季節になりますと、全国的に火災の発生が多い季節です。今年も11月26日から12月2日まで7日間全国一斉に火災予防運動が実施されます。

寒さに向い火を使用することが多くなります。もう一度各家庭で火の取扱い場所の点検をしましょう。火災は永年かかって築いた財産を一瞬にして灰にしてしまふ、恐しいものです。皆さんの尊い生命と財産は、あなたの注意で守りましょう。

◎火災がおきたら、見つけたら、所、番地、目標を一一九番に知らせましょう。

◎避難のために階段、通路はいつも、きちんと整理しておきましょう。

◎バケツ一杯の水が思わぬ役にたちます。常に用意しておきましょう。

◎お年寄り、子供さんは避難のしやすい所に休ませましょう。

◎石油ストーブ等の暖房器具は正しく使しましょう。

◎お出かけ前、お休み前に、必ずもう一度火の元を確かめましょう。

◎火災原因の主なるものはタバコ

と子供の火遊びです。◎寝タバコ、タバコの投げすては絶対にやめましょう。◎子供に火遊びをさせないことは勿論ですが、マッチ、ライター等は子供の手の届く所に置かないよう注意して下さい。

## 関和久遺跡発掘調査始まる

関和久遺跡は、本村大字関和久字明地及び字大門の両字に亘る場所。奈良時代の大規模な集落跡の見込みが多いので、今回この集落跡の所在を明確にする予備調査として県教委と国及び村の手で三十日から始まった。

この調査は、伊東信雄県文化財専門委員をチーフに岡田茂弘多賀



今月の納税は  
固定資産税 第三期分  
国民健康保険税 第三期分

城跡発掘調査研究所長、梅宮茂、田中正能、両県文化財専門委員ら約二十人で調査団を編成し、すでに存在が確認されていた礎石と置き石を、田んぼの中から掘り出し綿密な調査が行なわれている。

この調査結果を来る十一月十一日午後一時から関和久字明地において中間発表を行なうことになっています。皆さんお揃いでお出下さい。また、この調査結果は貴重な資料が得られるようすでありますので地域の皆様の御協力をお願いします。

## 整備林道峠線

### 工事請負契約決る

去る十月十六日整備林道工事の入札を行ないました。その結果は次のように決定し着工の運びになりました。工事施行になかにと御不便があるかと存じますが、御協力をお願いします。

- 一、路線名 峠林道
- 二、延長 六八〇米
- 三、巾員 三・六〇米
- 四、工期 自昭和47年10月18日  
至昭和48年3月16日
- 五、契約額 金九百二万円
- 六、請負者

矢吹町大字明新字明新 株式会社 内藤組

この林道は昭和四十二年及び四十三年に関和久字木野内山に着工した個所の現在の終点からの延長となりこの山の西部を通り烏峠橋荷神社境内と登山入口の中間を横断し富久保山方向に進められる計画で、この整備計画の施行によるこの地の山林資源の開発効果の期待が大きいものと信じられますので、施行に伴ない村民各位のご協力をお願いします。

みなさんの声を  
「広報いずみざき」に  
お寄せください。

# 村民便利コーナー

先月号で各行政上における手続きの方法やその他をお知らせして参りましたが、今月号から行政組織上における吾が村の各課の事務の分掌についてお知らせします。

## 総務課の事務分掌

- 村長及び助役の秘書事務に関する事
- 町村長会に関する事
- 村長あての陳情書等の処理に関する事
- 式典、儀礼等に関する事
- 叙位、叙勲並びに、ほう賞及び表彰に関する事
- 職員の任免、給与、分限、懲戒服務その他任務条件に関する事
- 職員の定数及び現員に関する事
- 恩給、退職手当及び公務災害補償に関する事
- 職員の研修に関する事
- 行政運営の合理化に関する事
- 市町村職員共済組合に関する事
- 職員団体に関する事
- 公告式に関する事
- 条例、規則、訓令、告示、例規通達その他重要文書及び表彰状、賞状の外部に公表する文書の審査に関する事
- 法規の調査及び解釈に関する事
- 争訟事務の統括に関する事
- 条例及び規則の原本の整備保存に関する事
- 条例の制定又は改廃の報告に関する事
- 交通対策の連絡及び調整に関する事
- 地方交付税事務に関する事
- 市町村債に関する事
- 市町村財政再建に関する事
- 選挙管理委員会との連絡に関する事
- 国民貯蓄奨励に関する事
- 村議会に関する事
- 監査委員に関する事
- 指定金融機関に係る契約に関する事
- 財産及び公の施設の総合調整に関する事
- 普通財産の取得管理及び処分に関する事
- 物品（動物及び実験工作事、医療又は製造加工の用に供する原料を除く）の購入契約に関する事

庁舎、公舎及びその附属施設の管理に関する事

庁舎構内及び庁舎内の取締りに関する事

宿日直に関する事

災害対策基本法の施行に関する事

災害救助に関する事

消防に関する事

自衛隊に関する事

文書の收受、配付、発送（文書審査を含む）、編集、保存に関する事

未処理文書の調査及び処理の促進に関する事

庁内各課との連絡調整に関する事

他課の所掌に属しないこと

地方自治の確立及び振興に関する事

住民表示に関する事

各種統計調査に関する事

## ●税務課

村税の賦課徴収に関する事

納税貯蓄組合の指導育成に関する事

固定資産評価審査委員会に関する事

固定資産の評価に関する事

村税の異議申立に関する事

その他村税に関する事

名寄、家屋、土地台帳及び字限図の保管整理に関する事

## ●住民課

社会福祉事業に関する事

生活保護に関する事

身体障害者の更生援護に関する事

精神薄弱者の更生援護に関する事

老人の福祉に関する事

敬老年金に関する事

民生委員に関する事

行旅病人及び行旅死亡人に関する事

社会福祉事業各種団体の育成指導に関する事

接護物資に関する事

未帰還者の現況調査に関する事

死亡者、生死不明者、残留者等の公（通）報に関する事

遺骨及び遺留品の交付及び死亡時給与金に関する事

戦傷者、戦没者遺族等の更生援護に関する事

戦争受刑者及びその遺家族に関する事

未帰還者留守家族の援護に関する事

戦没者の慰霊に関する事

戦没者の叙位叙勲に関する事

戦傷病者の日本国有鉄道無賃乗車等に関する事

引揚者の援護に関する事

母子福祉資金の貸付等に関する事

児童扶養手当に関する事

重度精神薄弱児扶養手当に関する事

児童委員に関する事

青少年関係行政機関との連絡及び調整に関する事

青少年問題協議会に関する事

国民健康保険に関する事

国民年金に関する事

国民健康保険運営協議会に関する事

衛生知識の普及向上に関する事

人口動態統計及び衛生統計に関する事

伝染病の予防に関する事

予防接種に関する事

結核及び性病の予防に関する事

寄生虫病及び地方病の予防に関する事

精神衛生に関する事

優生保護に関する事

妊産婦及び乳幼児の保健指導に関する事

墓地埋葬等に関する事

清掃に関する事

水道（簡易水道）に関する事

ねずみ族、こん虫等の駆除及び環境衛生に関する事

食品衛生に関する事

と畜場の運営及び管理に関する事

隔離病舎組合に関する事

し尿処理組合に関する事

戸籍に関する事

住民登録に関する事

印鑑に関する届出及び印鑑証明に関する事

主要食糧の配給その他食糧管理法の施行に関する事

外国人の登録に関する事

在日韓国人にかかる協定永住事務に関する事

村民の行政相談に関する事

（以下次号でお知らせします）

### 村の発達はまだ 時間の確守から

村の発達は我々村民総意の努力と研究の積み重ねで、明るく住みよい魅力のある村に実を結ぶものと確信いたします。

村民一人一人の理解と村当局の強力な推進により吾が、泉崎村の道路網、そして圃場整備また公共施設増強へと大きく前進し、他町村に勝るとも劣ることのない実現を見るに及んでおります。

しかし人間性を見る場合、去る九月五日号の村広報への取りあげられたように電話での応答の粗悪感、またかけ声だけではいけない家庭の日、親しさを含めた円満な家庭づくりがありますが、それにも増して時間確守です。

吾が村にも消防団、運転者会、PTA、婦人会、青年会、商工会……等々数多くの団体組織があり

### 盛会だった敬老会

恒例の敬老会は去る九月十五日「としよりの日」に中学校屋内運動場において本年度の該当者三百三十名のところ二百三十名の出席



ます。この団体等の会議の時間のルーズさ、早参者遅参者とは二時間以上の開きがあり、従って開会は一時間遅れが普通で、はなはだしい場合は二時間も遅れ、それでも約半数の出席などに会いました。

これでは今日の社会生活に置き去りとなりかねないと思います。少なくとも出席しようとする日時は、必ず時間を守りたいものです。また時間を守るとは、不可能な筈はないと信じます。時間を守ることから出発して自分の意見を主張する。かたわら他人を尊重し理解し協力し。ときには譲歩し合って他人に迷惑をかけない、豊かな人間性を養い、ひいては明るい建設的な郷土づくりに前進されるものと確信いたします。

皆さんお互に約束の時間を守りましょう。  
(瀬知房 渡辺健次)

者をお迎えして挙行されました。年々該当者数の増加を見ることは、高令者が増加するということが本当にお目出度いことです。

出席されました方々は、どなたも笑顔で元気で、若い人も及ばぬようすでありました。

村長のお祝いのごとば、来賓の諸先生方から、はげましの言葉をうけられたあと演劇団一行による踊り、奇術、浪曲、寸劇と盛沢山な演芸を日頃の労苦もどこえやら楽しく一日を過ごされました。

ほんとうに村の発展のため、家庭繁栄のため御苦勞をくださいました。どうぞいつまでもいつまでも、お元気であられることを心からお祈り申しあげます。

(写真は当日参会者の皆さん)

### 消防団秋季検閲

本村消防団の秋季検閲は九月二十四日中学校々庭で午前十時から行なわれた。

なお検閲式の席上で、永年に亘り消防団に勤務され地域住民のため尽力された方々の表彰並びに退職幹部の感謝状の贈呈がありました。表彰者及び感謝状贈呈者は次の通りでありました。

(永年勤務者)

中畑 正春



中畑 恵三郎 啓  
鈴木 三郎  
小林 覚次  
小泉 正和  
穂積 四郎  
藤原 誠市  
小地 敏雄  
菊地 行雄  
菊地 利夫  
菊川 清人  
緑野 武男  
横野 勝吉  
田崎 一年  
田崎 可久三

### 国民健康保険はみんな のしあわせを守ります

まず病気にかからないよう工夫しましょう。もし具合が悪くなったら早目に診察を受けましょう。  
・とつぜん受診にそなえて、いつも保険証を持ちましょう  
・交通事故などでケガをしたらすぐに役場国保係に届け出ましょう。

### お知らせコーナー

#### 白河税務署から

##### お知らせとお願い

◇十一月は、個人事業税の納期です。個人事業税第二期分の納期は十一月三十日までです。

ぜひ期限までに完納してくださいませようお願いします。

・納税貯蓄組合に加入のかた及び口座振替納税利用のかたは、もう一度予金残高をたしかめて期限までに完納できるようお願いします。また、どちらも加入してないかたは便利な口座振替納税をおすすめいたします。

・納税貯蓄組合員のかたは、納税通知書(納付書)を早目に組合長さんにお届けして期限内完納にご協力ください。

◇只今県税事務所と市町村役場の共催で地方税完納運動を実施中です。未納の県税、市町村税は早目に完納してください。

◇これからは、集金のための訪問はしないことになりました。

職員が訪問する場合は、滞納処分を目的としたものとなりますから早目に完納をお願いいたします。もし期限まで完納できない事情があるかたは、早目に納税の相談にご来所ください。

#### ▽ご存知ですか

##### あなたも退職金が

##### もらえます

あなたが、これからも建設業の現場で働かれるならば、事業主に話して、ぜひ退職金共済手帳をもらってください。

手帳には、あなたが働いていた日数分の証紙をはってもらってください。事業主がかわっても続けて証紙をはることが出来ます。

証紙の数が七五六枚(手帳の数では三冊分)以上になって、建設業をやめたとき退職金がもらえます。

退職金の額は次のようになります。

(年数) (金額)  
三年 四六、二〇〇円

五年	七六、八六〇円
七年	一一二、九八〇円
一〇年	二二二、四九〇円
一五年	三八二、七二〇円
二〇年	六三七、〇九〇円

●証紙の代金は事業主が負担する  
・この制度は国がつくった退職金の制度で、退職金には国の補助金もつき、税金もかかりません。  
・出かせぎなどから戻るときは、退職金の手帳をもらって帰り、その次にまた出るときに持っていくようにして下さい。

#### 昭和四十七年度の

#### 薬と健康の

#### 週間について

医薬品や農薬を購入するとき、又は使用、保管等は規則正しく守り、この事故から人命を守りましょう。

一、次の医薬品や農薬を買うときは認印を持参して所定の手続きをとって購入して下さい。

- ①毒薬、劇薬である医薬品
- ②毒物、劇薬である農薬等
- 二、クロマイ、ホルモン剤など医師等の指示がないと購入できない医薬品があります。これらの医薬品はくすり箱に「注意」医師等の処方箋指示により使用する」との表示がある。
- 三、薬の保管は次の点に御留意下さい。
- ①乳幼児の手のとどく所に置かないこと。
- ②薬を他の容器にうつしかえないこと(これらの①②を守らないために悲惨な事故がおきています)
- ③湿気、日光、高温をさけて保管すること。
- ④古い薬は使用しないこと(これは薬の変質を防ぐためです)
- ⑤、農家では特に農薬の使用、保管を注意して下さい。
- 五、医薬品の使用にあたっては、薬に添付されている説明書を必ずよんで守って下さい。
- 六、医者、薬と市販の薬との併用に充分注意して下さい。

#### 国民年金所得比例保険料の納入方について

農民の老後生活の安定と経営の若返り、経営規模の拡大という社会保障と農業近代化の両面をねらった農業者年金制度が、皆様ご承知のとおり四十六年一月一日より実施され、農業者年金法に基づき農業者年金加入と同時に国民年金の所得比例(強制)にも加入していただいたわけです。先般社会保険事務所より納入通知書が発行された方がいると思いますが、国民年金保険料の町村取扱いは現年度分のみなので四十六年一月から三月は四十五年分なので役場で取扱いはできない状態でした。これらの期間はほとんどの方が(所得比例加入者)が保険料が納入されていない実態です。これらの未納期間をなくするため社会保険事務所より納入通知書が発行されたわけです。納入方法は、郵便局に納入くださるようお願い致します。

#### おめでた

#### おくやみ

#### □出生おめでとうございます

- (お子様名) (父名) (住所)
- 中畑 一守 正春 大字太田川字二ツ堂二五
- 井上 功 浩 功 大字関和久字下町七一
- 小松 芳美 敏彦 大字関和久字富内五七
- 佐川 裕 貴 孝男 大字関和久字愛宕町二〇六
- 小林 萬三 大字踏瀬字踏瀬二四
- 中畑 ムラ 大字泉崎字高屋一六

#### ■謹んでお悔み申しあげます

